

墨田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）概要

1 制定理由

スポーツ及び文化に関する事務について、区長部局において行うこととするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、区長が当該事務を管理し、及び執行することを定める。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
（職務権限の特例）

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

2 区長の管理・執行に関する事務

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

3 施行期日

平成29年4月1日